

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課）

| | | | |
|-----------------------|--|---|--------|
| 制 度 名 | 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 | | |
| 税 目 | 法人税 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が200万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度について、適用期限を平成32年度末までの2年間延長する。</p> <p>(租税特別措置法第44条の3、第68条の24 租税特別措置法施行令第28条の5、第39条の52)</p> | | |
| | 平年度の減収見込額 | - | 百万円 |
| | (制度自体の減収額) | (| - 百万円) |
| | (改正増減収額) | (| - 百万円) |

| | | | | | | | |
|-------------------|--|-------------------|--|---------|---|-----------------|--|
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める業種ごとの営業の振興に関する指針（振興指針）に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業（振興事業）に関する計画（振興計画）を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。</p> <p>本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生関係営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>生活衛生関係営業（全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%）は国民生活と極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が、経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係営業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに、労働環境の改善及び福利厚生の実充等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断DIは低調（▲32.2＝株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成30年1-3月期）で、経営状況は依然として厳しく、このような状況下において、小規模や事業体である同営業が、地域経済においてその役割を果たすためには、少子・高齢化、環境、節電、衛生水準の向上等の同営業を取り巻く課題に対して、共同で対応する必要性がますます高まっている。</p> <p>このため、零細で資金繰りに苦しむ事業者の設備投資に係る当座の負担を軽減するため、引き続き、通常の減価償却限度額とは別枠で償却できる本特別償却制度により、生活衛生同業組合等の設備投資（共同利用施設取得）を誘因する必要がある。</p> | | | | | | |
| 今回の要望に関連する事項 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="325 1485 539 1809" style="width: 30%; vertical-align: top;"> 政策体系における政策目的の位置付け </td> <td data-bbox="539 1485 1479 1809"> 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1809 539 1955" style="vertical-align: top;"> 政策の達成目標 </td> <td data-bbox="539 1809 1479 1955"> 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="325 1955 539 2110" style="vertical-align: top;"> 租税特別措置の適用又は延長期間 </td> <td data-bbox="539 1955 1479 2110"> 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで （平成31年度～平成32年度） </td> </tr> </table> | 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること | 政策の達成目標 | 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。 | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで （平成31年度～平成32年度） |
| 政策体系における政策目的の位置付け | 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること | | | | | | |
| 政策の達成目標 | 生活衛生同業組合等における共同利用施設数の増加を通じ、個々の営業者の経営基盤の強化を図る。 | | | | | | |
| 租税特別措置の適用又は延長期間 | 平成31年4月1日から平成33年3月31日まで （平成31年度～平成32年度） | | | | | | |

| | | |
|-----|------------------------|---|
| | 同上の期間中の達成目標 | 生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。 |
| | 政策目標の達成状況 | 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、生産性の向上、経営コスト低減等のため、引き続き事業の共同化・協業化を図る必要があるが、事業収益の低迷等により、業況判断 DI がマイナスに留まる中、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を見合わせざるを得ない状況にある。 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | H31 1件 145百万円（特別償却設備取得額） H32 1件 145百万円（特別償却設備取得額） ※ 計画確認中。（過去3年実績から推計） |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られることが見込まれる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 本項目は共同で利用する施設等が主に対象となるものであるが、機械や器具、付属設備を対象とする中小企業投資促進税制や商業・サービス業活性化税制も合わせて活用することにより、経営基盤の強化を図ることとしたい。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として必要な予算を確保する。 |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | 生活衛生関係営業を営む者に対して本税制措置により共同利用施設の取得をさらに促進し、経営基盤の強化を図ることとしている。 |
| | 要望の措置の妥当性 | 生活衛生関係営業（全産業569万事業所のうち19.7%、全従業者6,179万人のうち11.2%）は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点からその持続的な発展の確保することは、特に重要である。 共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生活衛生関係営業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生活衛生関係営業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、地域のセーフティネットとしての役割をこれからも果たしていくためにも、引き続き政策税制としての役割を維持していくことに妥当性がある。 |

| | | |
|----------------------------|---|---|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | (対象施設数) (特別償却対象設備取得額) (特別償却実施額) 27年度 0 ー ー 28年度 0 ー ー 29年度 1 430百万円 25.8百万円 (※) 29年度分は関係団体への調査結果により、共同利用施設の設置が確認されたことを踏まえ、見込み数を記載。 |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | ー |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | 中小零細事業者たる生活衛生関係営業者は、事業収益の低迷等により、相当の費用を要する共同利用施設などの設備投資を近年見合わせざるを得ない状況にあるが、そのような状況下において、この租税特別措置を活用して行う研修施設や共同工場の整備は、地域の生活衛生関係営業の経営基盤の強化に資するものであり、今後、生産性の向上、経営コスト低減等のため、事業の共同化・協業化を図る必要性は高まっている。 |
| | 前回要望時の達成目標 | 生活衛生同業組合等における共同利用施設の拡大を通じて、経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況 DI がプラスに転じることが必要である。 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 生活衛生同業組合等においては、共同利用施設の設備投資も行われ、一定の効果を上げているが、生活衛生関係営業全体としてみれば、家計マインドの萎縮等による事業収益の低迷等により、景況感が十分に改善していない状況にある。 |
| これまでの要望経緯 | 創設年度 昭和 55 年 期限切れごとに延長要望 (直近は平成 29 年度税制改正) | |